

# 建築審査会の機能強化に向けた決議

平成 21 年 10 月

全国建築審査会協議会

## 建築審査会の機能強化に向けた決議

全国建築審査会協議会では、平成 18 年度に実施いたしました「建築審査会の運営状況等についてのアンケート」をもとに、同年栃木県で開催した第 53 回全国建築審査会長会議で「全国建築審査会協議会の 5 つの行動指針」を決定いたしました。さらに、これまでの会長会議での議論や、平成 19 年に実施いたしました「建築審査会のあり方に関するアンケート」等から、「建築審査会制度の課題と改革の方向性」について検討し、平成 20 年 2 月の「建築審査会制度運用に関する研究会」において建議等の政策課題につなげるべく意見をとりまとめました。

これらを踏まえて、平成 20 年 10 月に北海道札幌市で開催した第 55 回全国建築審査会長会議記念シンポジウムで議論を深め、会長会議におきまして建議・提言の策定方針を決議し、さらに建議・提言の策定に向けて、「調査研究・政策提言委員会」、「建議・提言起草委員会」を設置し、検討を進め、「これからの建築審査会の目指す方向と提案」として取りまとめました。

つきましては、この「これからの建築審査会の目指す方向と提案」で示された建議・提言事項を、建築審査会の機能強化に向けた建議・提言として決議し、関係各位に対して要望してまいります。

### 【国土交通大臣への建議】

#### 1. 再審査請求制度の廃止

建築審査会は、審査請求に対して公平中立な立場で裁決機能を果たし、より適確な第三者的判断機能を発揮する建築行政の根幹的機関として機能してきた。

再審査請求制度については、建築行政が自治事務となった今日、国では個別案件に係る地域での実態把握が難しいこと、都市計画法の開発許可制度では平成 12 (2000) 年に既に再審査請求制度が廃止されていること、行政訴訟の道もあること等を鑑みて、地方における主体的な判断に任せられるべきであり、地方分権を尊重し、廃止の方向で検討すべきである。

#### 2. 指定確認検査機関の資料提供義務等

建築審査会が裁決のための審理を迅速かつ適確に行うためには、当事者の弁論のみならず、必要に応じて職権により資料等の提出を求める場合もある。

しかし、処分庁等に対する資料等の提出要求は行政不服審査法に規定されているが、実情として、建築主事からは資料提出されているのに対し、指定確認検査機関からの資料提出が十分にされない事例が生じている。

こうした問題を解決し、指定確認検査機関から建築審査会への資料提出が円滑に行われるようにするために、建築審査会が審理に必要とし、求めた資料を指定確認検査機関が提出する場合は、秘密保持義務違反にならないことを国が明らかにすべきである。

併せて、資料等を審査請求人等の閲覧に供した時にも秘密保持義務違反にならないよう、国において指定確認検査機関の秘密保持義務の範囲を整理することが求められる。

### 【特定行政庁・建築審査会への提言】

#### 1. 特定行政庁及び建築審査会並びに全国建築審査会協議会が取り組む具体的課題

建築審査会が目指す方向を実現していくためには、各特定行政庁、各建築審査会及び全国建築審査会協議会がそれぞれ課題を解決しながら役割を果たしていくことが必要である。

##### (1) 特定行政庁及び建築審査会が取り組む具体的課題

###### ① 専門調査員制度の普及と活用

審査案件により、個別分野のより専門的な見解を必要とする場合や、建築基準法に精通した

能力が求められる場合がある。そのため、必要に応じ専門調査員制度の活用が求められる。

#### ②建築審査会活動の情報公開の推進

活動の情報公開をより一層進め、社会への情報発信力の強化を図ることが重要である。建築審査会の審議結果については議事録を紙ベースで公開しているところが多く見られるが、公開のあり方として、たとえば議事録のインターネットでの公開も検討していくべきである。

特に裁決結果については、各建築審査会の裁決の均衡を保つという観点から、公開していくべきと考えられる。

#### ③特定行政庁の指定確認検査機関への指導の強化

建築審査会の裁決や裁判により、指定確認検査機関の行った処分が取り消された場合等で、建築審査会が指定確認検査機関の業務に是正すべき点があると判断したときには、特定行政庁は、建築審査会の意向を指定確認検査機関の業務評価に反映させるように努めるべきである。

#### ④建築行政に対する建築審査会の建議機能の発揮

建築審査会の活動を通じて、現行の建築関係法令が円滑にかつ有効に働いているかどうか検証される機会を得られることも多いことから、建築審査会の有する関係機関への建議機能を活用し、建築審査会活動を通じて得られた実態や知見をもとに、必要に応じて建築規定の改正や運用に関して建築行政機関等に積極的に提言していくべきである。

#### ⑤活動充実のための財政基盤の強化

審査案件の中には、現地調査を行うことで、より適確な判断ができる場合があるが、現在は財政的に行動が制約されている場合が多い。十分な建築審査会の活動に対応していくことができるような財政基盤の制度的保証が求められる。具体的には、建築審査会活動の実情に応じた審査手数料や建築審査会委員報酬の見直しを行う必要がある。

### (2) 全国建築審査会協議会が取り組む具体的課題

#### ①全国建築審査会協議会規約の見直しと協議会体制の強化（副会長の設置、委員会設置等）

協議会に副会長を置き、会長を補佐すると同時に、会長の命により特命課題について担当できるようにする必要がある。

また、さまざまな課題を検討するための委員会を設置して活動できるようにすること、財政基盤を整備すること等、協議会体制の強化を図る必要がある。

#### ②全国建築審査会長会議の運営のあり方の改善

建築紛争が頻繁に起こる大都市部に設置されている建築審査会と、その他の地方部に設置されている建築審査会では、建築審査会の開催回数や活動の活発さに違いがある。全国会議などで議論するには地域的狀況を踏まえて、問題を共有するグループに分けて議論する方式を検討する必要がある。

#### ③ブロックや県単位での活動の活性化

ブロック会議の機能を明確化するとともに、都道府県単位での会議や連絡体制を整備して活動を活性化していく必要がある。

#### ④審査請求に対する建築審査会運営マニュアルの作成

審査請求に対して、各建築審査会及び建築審査会事務局が間違いのない手続きを適確に進めていくことができるように、建築審査会の運営マニュアルを作成する必要がある。

#### ⑤裁決結果のデータベースの整備と活用

建築審査会の審議事項の裁決結果及び裁決内容については、類似の案件で、他の建築審査会でどのような判断がなされたか容易に入手できる方法を確認し、各建築審査会間の判断のばらつきをなくすことが求められている。

そのために裁決結果について検索しやすいようにフォーマットを工夫し、全国的に利用可能なデータベースとして、図面等の資料を含めて、整備する必要がある。

## 2. 建築審査会等及び建築行政が継続して検討すべき課題

### (1) 建築審査会等の継続課題

#### ①協議会事務局機能の一部を支援する機関の検討

全国建築審査会協議会の事務局体制を整備していくべきである。その場合、事務局業務のうち、データベースの設置、全国大会の開催など事務局の負担の大きい一部の機能を支援するため、既存機関との協力体制を検討していく必要がある。

#### ②建築審査会委員の登録ないし人材バンクの検討

建築審査会委員として専門性を有している人材が地域社会に不足しており、建築審査会委員の人選に苦勞をしている特定行政庁が多い。同一ブロックまたは都道府県内で個別専門分野の人材の登録や人材バンクを検討する必要がある。

#### ③建築審査会事務局職員の教育・研修機会の実施

建築関係法令及び行政関係法令に精通した職員が不足している。特定行政庁の職員に建築関係法令等に関する教育・研修の機会を設けていく必要がある。

#### ④市民意識への配慮

建築審査会の設立趣旨の1つが専門知識による審査であることを考えれば、委員が建築や法律等の専門家で構成されるのは当然であり、その為建築審査会での議論が専門的なものになり、また厳密な理論展開を求められることもやむをえないところである。

しかし、一方で、建築審査会の審議案件は、市民生活に関わるものであり、そのため、建築審査会委員は、常に市民の視点を持ち審査することも忘れてはならない。

また、今後の課題として、建築審査会の一層の透明性の確保や、建築審査会委員の選任について市民の参加の可能性等を模索することが望まれる。

#### ⑤建築審査会の在り方の検討

限定特定行政庁における建築審査会の設置を促進するために、

- (ア) 建築審査会機能のうち裁決機能を都道府県の建築審査会が担うこと
- (イ) 各建築審査会の事務局を一部事務組合とすること
- (ウ) 建築審査会を特定行政庁間で共同設置して運営していくこと

等、現在の地方自治法等の規定を積極的に活用して、多様な運営の仕方を検討すべきである。

### (2) 特定行政庁への期待

#### ①特定行政庁の建築審査会課題に対する積極的な対応

これからの建築審査会の役割と課題に対して、各建築審査会及び全国建築審査会協議会は自ら積極的に取り組んでいかななくてはならない。

また、合わせてこうした課題を解決していくには、事務局の設置されている特定行政庁が全面的に協力して取り組むことが必要である。特定行政庁の建築審査会運営に対する位置づけと運営に対する熱意、そして建築審査会事務局の体制強化が不可欠である。

#### ②建築主事の養成

建築行政が円滑かつ適確に行われるためには、まず特定行政庁の建築行政に対する積極的な姿勢と合わせて、力量ある建築主事の養成が極めて重要である。

#### ③建築行政マネジメントの確立と建築審査会

今後、建築行政が建築物の安全と安心を確保し、社会の要請に適確に答えていくためには、そのための建築行政の目的、目標、課題、達成方法、財政基盤の確立等を明らかにした建築行政マネジメント計画を作成し、その中で建築審査会の運営を建築行政の重要な柱として位置づけ、円滑な運営に一層傾注していくことが望まれる。